

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

世帯階層区分	バリアフリー 改造
	助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3 / 3
生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円以下の世帯。ただし、生計中心者の前年分の所得金額が600万円を超える者（以下、「特定所得者」という。）を除く。	1 / 2
生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円を超える世帯。ただし、特定所得者を除く。	1 / 3

（注1）所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注2）所得税の額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3)租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注3）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月に受理された場合にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

（注4）生計中心者とは、原則として、所得税非課税世帯においては当該年度の市民税額が最も高い者をいい、所得税課税世帯においては前年の収入が最も高い者をいう。

別表第2（第4条関係）

共用部改造型に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	種別	
		必須	選択
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 開口幅の確保のための壁の改造 引き戸等への取り替え その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ ○ ○	○
床面	ノンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
階段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○

（注）上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表第3 (第4条関係)

※施工費別途・人件費別途の記載のない物は、材工共の単価

1 工事費補助上限単価表【各箇所共通工事】

単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		単価(円)	単位
木製手すり (丸棒) ※施工費別途	標準型	L=4000 mm	11,800	
		L=1000 mm	3,100	
	ディンプル型	L=1000 mm	3,700	
	ブラケット・エンド	通しブラケット	1,000	1 個
		出隅用	1,300	1 個
		L型手すり用	1,600	1 個
		オフセット型	1,600	1 個
		エンドブラケット	1,200	1 個
		自在ブラケット	4,200	1 個
		遮断機型 (キャッチャ共)	28,400	1 個
	ジョイント	直線用	800	1 個
		L型コーナー	800	1 個
		T型手すり用	1,000	1 個
角度自在型		2,800	1 個	
手すり下地 ※施工費別途	補強材 110 mm幅	L=1000 mm	3,250	
建具入替・改修	開き戸からの変更	引戸	82,400	1 セット
		吊戸	93,700	1 セット
		アコーディオン式建具	34,150	1 セット
建具改修	建具引き手	彫り込み引き手	2,000	1 セット
		大型バー引き手	5,200	1 セット
	建具レバーハンドル化	錠あり	12,600	1 セット
		錠なし	6,550	1 セット
	ガラス入替 アクリル板 2.0 mm (3尺×6尺)		19,600	1 セット
	戸車・建具レール取付 L=1.0 間		8,100	1 セット
	建具反転取付 丁番 2 個 1 組		6,100	1 セット
敷居用 段差解消スロープ	段差 22 mm以下		4,600	1 本
	段差 23 mm～33 mm		6,200	1 本
	段差 34 mm以上		8,700	1 本
床段差解消 (床材変更を含む)	床嵩上 高さ 30 mm未満		10,300	1 m ²
	床嵩上 高さ 30 mm以上		15,320	1 m ²
	畳撤去・処分		1,500	1 枚
	玄関框 L=2000 mm		17,000	1 本
床材変更のみ	車椅子用		6,800	1 m ²
敷居撤去	半間敷居 (床・建具補修含む)		17,000	1 本

2 工事費補助上限単価表【浴室・洗面所部分工事】

単価は消費税別

※ユニットバス化の場合も同等とみなし、項目毎に計上

工事名称・項目	仕 様		単価(円)	単位
浴槽入れ替え (戸建住宅)	1100 サイズ以下		164,800	1 セット
	1200 サイズ以上		182,100	1 セット
床段差解消 (床材変更含む)	浴室床用防滑タイル 150 mm角	浴槽交換と同時施工	103,400	1 m ²
		浴槽交換なし	52,600	1 セット
	グレーチング・排水溝 (開口 1200 mm用)		58,700	1 セット
床材変更のみ	浴室床用防滑タイル 150 mm角、シート防水工法		62,100	1 セット
建具(開き戸) の変更	引戸 (鋼製サッシ)		137,000	1 セット
	折戸 (在来工法)		97,010	1 セット
	折戸 (カバー工法)		69,500	1 セット
樹脂被覆手すり ※施工費別途	I 型 600 mm		8,100	1 セット
	I 型 700 mm		8,400	1 セット
	I 型 800 mm		8,800	1 セット
	I 型 1200 mm		13,600	1 セット
	L 型 400 mm×600 mm		13,600	1 セット
	L 型 600 mm×600 mm		14,400	1 セット
	L 型 600 mm×800 mm		15,300	1 セット
	オフセット I 型 400 mm		8,800	1 セット
	オフセット I 型 600 mm		9,400	1 セット
	スライドバー		12,900	1 セット
レバー水栓化	レバー式混合水栓の取替		34,480	1 個
洗面台設置	車椅子用洗面台の設置		14,900	1 台

3 工事費補助上限単価表【便所部分工事】

単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		単価(円)	単位
洋式便器への 入れ替え	洋式水洗便器	洗浄機能付・手洗いあり	189,300	1 セット
		洗浄機能付・手洗いなし	185,700	1 セット
	後付け洗浄機能付便座		53,900	1 セット
床段差解消	タイル研りを伴う工事	便器交換と同時施工	71,100	1 セット
		便器交換なし	97,900	1 セット
	木工事のみ (大きな段差の木質系下地)		71,600	1 セット
床材変更	クッションフロア仕上げ		71,600	1 m ²
手すり ※施工費別途	木製棚手すり		15,000	1 セット
	可動式アームレスト		58,000	1 セット
	※ その他、樹脂被覆手すりは浴室に準じる			
手洗器設置	隅付き型		27,300	1 セット
	壁埋め込み型		29,700	1 セット
レバー水栓化	独立手洗器のレバー水栓化		12,800	1 個

4 工事費補助上限単価表【玄関部分、階段部分、台所部分工事】

単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		単価(円)	単位
段割り踏台	1 段		18,000	1 セット
	2 段		24,000	1 セット
	3 段		30,000	1 セット
上がり框用手すり	自立型		24,000	1 セット
玄関外部手すり	壁付 ※施工費別途	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m	4,400	1 本
		ブラケット	2,950	1 個
		通しブラケット	3,150	1 個
	自立型	支柱 2 本・段差なし	37,900	材工共
		支柱 2 本・段差あり	40,000	材工共
		支柱 3 本・段差あり	67,900	材工共
玄関外部手すり	組立型	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m 1 本	4,400	材工共
		支柱 H≒1.0m 1 本	5,760	材工共
		エンドエルボ 1 か所	2,200	材工共
		柱上部受座 1 個	3,100	材工共
		支柱式自在ジョイント 1 個	5,700	材工共
		基礎（コアー・埋込カバー） 1 か所	5,900	材工共
屋外の床材変更	土間コンクリート・モルタル刷毛引仕上 ※人件費別途		11,757	1 m ²
階段・滑り止め	1 セット 1 4 本		5,300	1 セット
レバー水栓化	台所用シングルレバー水栓		12,000	1 セット

5 工事費補助上限単価【人件費】

単価は消費税別

≪所定労働時間内 8 時間あたりの単価≫

公共工事設計労務単価【兵庫県】に 2,000 円を加算した額

※2,000 円は、道具の減価償却・自己負担釘金物代・交通費等諸経費として

別表第4（第6条の4関係）

共用部改造型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上から150千円未満	40千円
150千円以上から300千円未満	75千円
300千円以上から600千円未満	150千円
600千円以上から900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

様式第1号（第7条の2関係）

住宅改造費助成申請書 [共用部改造型]

年 月 日

（あて先）姫路市長

申請者住所 _____
 （管理組合の代表者）

氏名（自署） _____
※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・本人確認書類写し添付」でも可

電話 _____

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の2の規定により、次のとおり申請します。

対象 管理 組合	建物名称	フガナ		
	建物所在地			
	住宅戸数	戸	建築年月日	年 月 日（建築確認済証の交付日）
工事概要	改造工事箇所	<input type="checkbox"/> 外部出入口等 <input type="checkbox"/> 床面 <input type="checkbox"/> 廊下等 <input type="checkbox"/> 階段 *裏面工事計画書に詳細記入のこと		
添付書類				
<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認済証の写し ・平面図等 ・管理組合の法人登記簿の写し（規約又は改造についての集会の議事録の写しでも可） 				

共用部改造型改造等工事計画書

改造箇所	助成対象工事	種別			改造箇所等
		必須	選択	実施	今回工事をする内容を具体的に記入してください
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置	○			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○			
	開口幅確保のための壁の改造	○			
	引き戸等への取り替え	○			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			○	
床 面	ノンスリップ化	○			
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置	○			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			○	
階 段	手すりの設置	○			
	蹴込板及び滑り止めの設置	○			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置			○	

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

様式第2号の2（第7条の3関係）

工 事 承 諾 書

- 1 当事者の氏名 賃貸人（甲） _____
賃借人（乙） _____
- 2 対象物件 (1)所在地 _____
(2)名 称 _____
(3)種別・構造 _____

甲は、乙が現在居住している上記物件について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業による助成を受けて、住宅改造工事を行うことを承諾します。

また、上記工事施工中及び施工後に甲乙の間に問題が生じたときは、甲乙共に誠意をもって解決するものとし、姫路市に一切の責任を問いません。

(宛先) 姫路市長

年 月 日

甲（賃貸人）住所 _____

氏名（自署） _____

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・本人確認書類写し添付」でも可

乙（賃借人）住所 _____

氏名（自署） _____

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・本人確認書類写し添付」でも可

様式第3号（第7条の3関係）

住宅改造費助成申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者（助成の対象となる高齢者等）

住所 姫路市

氏名（自署）

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・本人確認書類写し添付」でも可

電話

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の3の規定により、次のとおり申請します。
 この申請の審査に際し、私を含む世帯員等は、姫路市が介護保険情報、身体障害者手帳に関する情報、税務情報による所得・資産税情報等の調査に係る情報の照会を行うことを承諾します。

型	1 住宅改造型	2 増改築型
高齢者等	住所	姫路市
	氏名	年 月 日生
	要介護認定	(有・無) 要介護状態区分
	身体障害者手帳	(有・無) 級〔障害名〕
	療育手帳	(有・無) 判定
	※ 市外に居住しているとき、同居予定日	年 月 日
改造内容	<input type="checkbox"/> 住宅をどのように改造したらいいのかわからない。 <input type="checkbox"/> 住宅を改造する工事内容を決めている。	
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅	
※ 住宅をどのように改造したらいいのかわからない場合は、リフォームヘルパーの訪問の後に住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。 住宅を改造する工事内容を決めている場合は、申請書提出時に、住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。 ※ 高齢者等または同居者が申請年（申請月が1～6月の場合にあつては申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合は、個人番号の記入等が必要です。（裏面）		
申請者を含む同居者全員	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
住宅所有者 氏名		

【個人番号記入欄】

※申請年（または申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合

申請者及び同居の世帯員

氏 名	個 人 番 号

様式第4号（第8条の1関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	共用部改造型	
<input type="checkbox"/> 外部出入口等		
<input type="checkbox"/> 床 面		
<input type="checkbox"/> 廊下等		
<input type="checkbox"/> 階 段		

注 工事は必ず助成決定のあった年度の2月末日までに完了するよう計画の上、施工してください。

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

<input type="checkbox"/> 助成します。	<p>1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>居室 <input type="checkbox"/>台所 <input type="checkbox"/>浴室 <input type="checkbox"/>洗面所 <input type="checkbox"/>便所 <input type="checkbox"/>玄関 <input type="checkbox"/>廊下 <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>2. 改造費助成決定額 円</p> <p>(内訳) 住宅改造型 円 増改築型 円</p>
<p>条件 1 工事は、__年__月__日までに完了してください。</p> <p>2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。</p> <p>3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合は、助成は取り消されます。</p>	

<input type="checkbox"/> 却下します。	理由
---------------------------------	----

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

<input type="checkbox"/> 助成します。	<p>1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>外部出入口等 <input type="checkbox"/>床面 <input type="checkbox"/>廊下等 <input type="checkbox"/>階段</p> <p>2. 改造費助成決定額 _____ 円</p>
<p>条件 1 工事は、____年 ____月 ____日までに完了してください。</p> <p>2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。</p> <p>3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合又は（県）福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準に反する場合は、助成は取り消されます。</p>	
<input type="checkbox"/> 却下します。	理由

様式第5号の3（第8条の2関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	住 宅 改 造 型 ・ 増 改 築 型	
	市助成制度対象工事	介護保険該当工事
<input type="checkbox"/> 居 室		
<input type="checkbox"/> 台 所		
<input type="checkbox"/> 浴 室		
<input type="checkbox"/> 洗面所		
<input type="checkbox"/> 便 所		
<input type="checkbox"/> 玄 関		
<input type="checkbox"/> 廊 下		
<input type="checkbox"/> 階 段		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

ただし、介護保険制度等の住宅改修費の支給対象になる工事は、当該制度を優先して利用するものとする。

様式第5号の4（第8条の2関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

(障害福祉課)

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	住宅改造型	増改築型
	高齢者等住宅改造費助成制度対象工事	日常生活用具給付対象工事
<input type="checkbox"/> 居 室		
<input type="checkbox"/> 台 所		
<input type="checkbox"/> 浴 室		
<input type="checkbox"/> 洗面所		
<input type="checkbox"/> 便 所		
<input type="checkbox"/> 玄 関		
<input type="checkbox"/> 廊 下		
<input type="checkbox"/> 階 段		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

様式第6号（第9条関係）

住宅改造工事完了届書

年 月 日

（あて先）姫路市長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額		円	改造費実支出額	円
(内訳)			(内訳)	
住宅改造型		円	住宅改造型	円
増改築型		円	増改築型	円
改造箇所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> その他 ()			
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第6号の2（第9条関係）

住宅改造工事完了届書

年 月 日

（あて先）姫路市長

申請者 住所 _____
（管理組合の代表者）

氏名 _____

電話 _____

（建物名称 _____
所在地 _____）

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額		改造費実支出額		
_____円		_____円		
〔内訳〕		〔内訳〕		
共用部改造型		共用部改造型		
_____円		_____円		
改造箇所	<input type="checkbox"/> 外部出入口等 <input type="checkbox"/> 床面 <input type="checkbox"/> 廊下等 <input type="checkbox"/> 階段			
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第7号（第11条関係）

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

（あて先）姫路市長

請求者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

助成金交付決定通知額	円	助成金請求額	円
(内訳)		(内訳)	
住宅改造型	円	住宅改造型	円
増改築型	円	増改築型	円
添付書類	1 住宅改造費助成決定通知書の写し 2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し		

様式第7号の2（第11条関係）

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

（あて先）姫路市長

申請者 住所 _____
(管理組合の代表者)

氏名 _____

電話 _____

〔建物名称 _____〕
〔所在地 _____〕

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

<p>助成金交付決定通知額 _____ 円 〔内訳〕 共用部改造型 _____ 円</p>	<p>助成金請求額 _____ 円 〔内訳〕 共用部改造型 _____ 円</p>
<p>添付書類</p>	<p>1 住宅改造費助成決定通知書の写し 2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し</p>

様式第8号（第10条・第12条関係）

住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で助成を決定した住宅改造費助成金について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第10条・第12条の規定により、下記のとおり決定（変更・取消）しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 変更します	変更内容 変更理由
--------------------------------	------------------

<input type="checkbox"/> 取消します	取消理由
--------------------------------	------

住宅改造費助成金返還命令書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

返還すべき金額 円	助成金既交付額 円
返還理由	
返還期限 年 月 日 限り	
返還方法	